

一般社団法人泉青年会議所

会員資格規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人泉青年会議所（以下「本会議所」という。）定款第2章に基づき、会議所会員資格に関する事項を規定する。

(入会申込み)

第2条 入会申込みの資格は、原則として満20歳以上、満37歳を限度とする。但し、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

2 入会申込みは正会員2名の推薦を必要とする。

(仮入会)

第3条 理事長は、入会資格審査を会員拡大を担当する組織体に委託する。

2 入会資格審査を委託された組織体は、入会資格についての調査結果を理事会に答申する。

3 理事会は、答申に基づき審査し、仮入会の適否を決定する。

4 仮会員は、仮入会后、次の行事に出席義務を有する。

- (1) 仮会員セミナー
- (2) 例会及び理事会の認めた公式行事
- (3) 仮入会及び正式入会時の理事会

5 仮会員は、仮入会の月から6ヶ月以内に正式入会に至らなければ、その資格を失う。

(正式入会)

第4条 会員拡大を担当する組織体は、仮会員期間後に本人の正式入会の希望を確認の上、公式行事の出席状況等を資料として提出し、理事会により正式入会の可否を決定する。

2 正式入会を認められた正会員は、理事長より会員章が与えられる。

3 正式入会を認められた正会員は、当該年度の会費を月割り（入会月を含み、10,000円未満は繰り上げて計算する）した上で、1ヶ月以内に納入しなければならない。

(推薦者)

第5条 正会員の推薦者資格は次の通りとする。

- (1) 入会后満1年以上経過している者
- (2) 被推薦者に対して1ヶ月間の義務履行の連帯保証をできる者

(入会金及び会費)

第6条 正会員になろうとする者は、入会金として金10,000円を納入しなければならない。

2 正会員は、会費として年額130,000円を納入しなければならない。

3 特別会員になろうとする者は、入会金として金20,000円を納入しなければならない。

4 賛助会員になろうとする者は、1口、金10,000円を年額1口以上納入しなければならない。

- 5 正会員としての会費は40歳に達する事業年度までとする。

(会費の納入)

- 第7条 前条第2項に定める年会費は毎年1月末日迄に納入しなければならない。但し、会費を1月末日までに納入できない場合は理事長へ申し出を行い、協議の上、納入方法を決定する。
- 2 前項の申し出は、会費の納入期限までに行わなければならない。
 - 3 理事長は納入期限が過ぎても申し出がない会員に対して、1ヶ月間の調査期間を経て督促状を発送しなければならない。
 - 4 事業年度内に当該年度の会費が納入されない場合は、本会議所定款第12条第6号に基づき、会員を失うこととする。

(休会)

- 第8条 病気その他の理由により長期欠席を余儀なくされる時は、休会届けを提出し、理事会の承認を得て休会することができる。
- 2 休会中の会費は半額とし、他の会員と同じ納入期限内に収めなければならない。

(休会、退会勧告)

- 第9条 理事会は、下記各号に該当する正会員に対し、休会もしくは退会を勧告することができる。
- (1) 年間を通して、例会及び理事会が認めた公式行事の出席率が著しく低い場合

(細則)

- 第10条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

附 則

- 1 本規程は平成25年7月1日より施行する。(平成25年6月12日理事会決議)
- 2 本規程は平成27年10月1日より施行する。(平成27年9月17日理事会決議)